# 個人型確定拠出年金(愛称: i De Co [イデコ])の 掛金限度額の算定方法の変更について(令和6年12月実施)

令和6年12月から個人型確定拠出年金(愛称: i De Co[イデコ])の掛金限度額の 算定方法が変更となります。現在は一律月額12,000円である限度額が、20,000円に引き上 げられます。企業年金は当基金のみ加入されている場合は、掛金限度額は20,000円になり ますが、お勤めの事業所が企業型DC(確定拠出年金)や当基金以外のDB(確定給付企業 年金)に加入している場合は、企業型のDCの事業主掛金額やDBの他制度掛金相当額を 合算してiDeCoの掛金限度額を算出します。

現在、iDeCoに加入されている当基金の加入者さまや今後iDeCoの加入を検討される加入者さまは注意が必要です。

今後、転職などにより加入している企業年金の脱退や変更があったときは、速やかにiDeCoを加入している金融機関へ連絡してください。

なお、当基金の他制度掛金相当額は下記の金額で、加入者の皆さま一律の額となります。

記

当基金の他制度掛金相当額(加入者の皆さま一律)

6,000円

※このご案内は、個人型確定拠出年金(i De Co)の掛金限度額の算定方法が上記の 他制度掛金相当額を使い計算する方法に変更されることをお知らせするものです。 当基金にお納めいただいている掛金(掛金率)はこれまでどおりです。

#### 【留意事項】

- ・iDeCoから見てその他の企業年金制度(DB等の他制度)の掛金月額を「他制度掛金相当額」と言います。当基金の他制度掛金相当額は加入者一律6,000円となります。
- ・i De Coの実施主体である国民年金基金連合会(以下国基連)が掛金限度額の管理を行うためには、企業年金(企業型DC、DB等の他制度)の加入状況などを国基連が確認できることが必要となります。このため、各企業年金は受託機関を通じて加入者の情報(基礎年金番号生年月日・性別)を企業年金プラットホーム(企業年金連合会が管理)に提供し、国基連は企業年金プラットホームを活用しiDeCo加入者の企業年金の加入情報を取得し掛金限度額を管理します。

したがいまして、事業所様が資格取得届をご提出いただく際は、基礎年金番号を必ずお届け ください

・企業年金(企業型 DC、DB 等の他制度)の加入者情報と国基連の情報が相違しているときは、 国基連からご本人に相違に関する通知が届きます。この通知を放置しますとi De Coの 掛金納付が止まる可能性があります。

## i DeCoの掛金限度額の算定方法の変更について

### 【2024年12月からiDeCo(個人型確定拠出年金)の掛金の上限が変わります】

		2024年12月から		
i DeCoの 掛金限度額		55,000円		
	_	DB等の他制度掛金相当額 — 企業型 DC の事業主掛金額 (上限:20,000円)		
		(料全の下限5000円です)		

(掛金の下限 5,000 円です)

### 【iDeCoの掛金額に与える影響】

他制度掛金相当額 十企業型 DC事業主掛金額	影 響
43,000円 未満	現在の掛金限度額である「12,000円」から増加します (上限:20,000円)
43,000円 超	現在の掛金限度額である「12,000円」から減少します (iDeCoに加入(拠出)できなくなる場合があります)

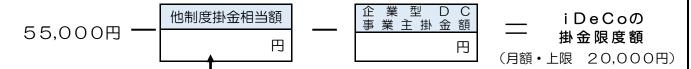
(掛金の下限5,000円です)

※ i De Coから見てその他の企業年金制度(確定給付企業年金・DB)の掛金月額を「他制度掛金相当額」と言います。

当基金(西日本電気工事企業年金基金)の他制度掛金相当額(掛金相当額)は加入者様一律「6,000円」です

当基金は DB (確定給付企業年金) です。

### 【iDeCoの掛金限度額(月額)の計算式】



#### 「他制度掛金相当額」の欄

• DBの加入は当基金のみの場合

「6,000円」

• 当基金の他にもDBに加入している場合

当基金の掛金相当額「6,000円」 + 他のDBの他制度掛金相当額を合計した額

### iDeCo:イデコ(個人型確定拠出年金)とは

個人の負担で加入する確定拠出年金です。積立中は掛金が全額所得控除となり、年末調整で毎年の所得税と住民税が軽減されます。加入申し込みは、銀行や証券会社などの金融機関でおこないます。自ら選んだ金融商品で自己責任で運用します。 将来受け取る年金額は、積み立てた掛金とその運用成績によって変わってきます。

#### 企業型 DC(企業型確定拠出年金)とは

企業が運用会社と契約し掛金を毎月積み立て、従業員(加入者)が自ら選んだ金融商品で自己責任で運用します。 掛金額は確定していますが、将来受け取る年金額は積み立てた掛金とその運用成績によって変わってきます。 また、規約に定めれば、加入者も掛金を拠出(マッチング拠出と言います)することができ、その場合の加入者掛金は 全額所得控除となり年末調整で所得税と住民税が軽減されます。

#### DB(確定給付企業年金)とは

企業が掛金を拠出し、運用会社に委託し資産運用を行い、将来必要となる年金原資(積立金)を準備する制度です。 将来受け取る年金額は確定していますが、掛金額は変動する可能性があります。

確定給付企業年金には基金型と規約型があります。基金型は企業とは独立した法人(企業年金基金)を設立し、掛金の管理・運用・給付を行います。規約型は事業主と信託会社・生命保険会社等が契約を結び、母体企業の外で掛金の管理・ 運用・給付を行います。

当基金(西日本電気工事企業年金基金)は基金型の DB (確定給付企業年金)です。